

中小企業団体の組織に関する法律に基づく浜松市長の処分に係る標準処理時間の基準について

平成18年4月1日 制定

平成22年1月15日 一部改正

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理時間は、次のとおりとする。

許認可等の内容	根拠法令	根拠条項	標準処理時間
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律	5 - 7 - 2	14日
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律	5 - 17 - 1	14日
協業組合の臨時総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律	5 - 23 - 3	14日
協業組合の定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律	5 - 23 - 3	14日
協業組合の余裕金運用における法定外運用方法の認可	中小企業団体の組織に関する法律	5 - 23 - 3	14日
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律	5 - 23 - 4	14日
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律	95 - 4	14日